

# 平成27年度国の予算等貸付金債に係る同意について

## 1 事業内容

国の予算又は政府関係機関等から地方公共団体に対して貸付けられる貸付金には、中小企業高度化資金貸付金、母子父子寡婦福祉資金貸付金等があり、これらを総称して国の予算等貸付金債と呼んでいる。

これら国の予算貸付又は政府関係機関等貸付金は、それぞれ根拠法に基づき、各省庁又は各政府関係機関等の予算によりその所要額が確保される仕組みとなっているが、地方公共団体の側からすれば長期の借入金であり、当然、地方債として処理する必要があり、地方財政法に基づく総務大臣又は都道府県知事の同意又は許可を必要とする。

## 2 同意等方針

平成27年度地方債同意等基準運用要綱第五の六の2により、国の各省庁等からの交付決定等に基づく額を同意等予定額と同様に扱って、速やかに、同意又は許可を行う。

## 3 地方債計画及び同意等額

(1) 通常収支分

(単位：億円)

区分	地方債 計画	既 同意等額	今回 同意等額	同意等額 計	計画残額
計	345	—	2.5	2.5	342.5
内訳	都道府県・ 指定都市分	—	—	—	—
	市町村・ 特別区分	—	—	2.5	2.5

※ 四捨五入の結果、合計と内訳が一致しない場合がある。

(2) 東日本大震災分（復旧・復興事業）

(単位：億円)

区分	地方債 計画	既 同意等額	今回 同意等額	同意等額 計	計画残額
計	20	—	—	—	—
内訳	都道府県・ 指定都市分	—	—	—	—
	市町村・ 特別区分	—	—	—	—

(参考) 事業区分

(1) 通常収支分

(単位:億円、%)

	H27 地方債計画	既同意等額	今回同意等額	同意等額計	執行率
中小企業高度化資金貸付金	120	—	—	—	—
土地区画整理組合等貸付金	19	—	2.5	2.5	13.2
母子父子寡婦福祉資金貸付金	48	—	—	—	—
災害援護資金貸付金	22	—	—	—	—
都市開発資金貸付金	16	—	—	—	—
市街地再開発組合等貸付金	17	—	—	—	—
有料道路整備資金貸付金	—	—	—	—	—
埠頭整備等資金貸付金	71	—	—	—	—
公害防止資金貸付金	5	—	—	—	—
農業災害補償資金貸付金	—	—	—	—	—
木材産業等高度化推進資金貸付金	9	—	—	—	—
沿道整備資金貸付金	—	—	—	—	—
沖縄振興開発金融公庫資金貸付金	1	—	—	—	—
農地保有合理化促進対策資金貸付金	—	—	—	—	—
就農支援資金貸付金	—	—	—	—	—
日本政策金融公庫資金貸付金	30	—	—	—	—
連続立体交差資金貸付金	1	—	—	—	—
都市環境維持・改善事業資金貸付金	3	—	—	—	—
地域商店街活性化高度化資金貸付金	—	—	—	—	—
電線敷設工事資金貸付金	3	—	—	—	—
合 計	345	—	2.5	2.5	0.7

※ 四捨五入の結果、合計と内訳が一致しない場合がある。

(2) 東日本大震災分（復旧・復興事業）

	H27 地方債計画	既同意等額	今回同意等額	同意等額計	執行率
災害援護資金貸付金	20	—	—	—	—
合 計	20	—	—	—	—

※ 四捨五入の結果、合計と内訳が一致しない場合がある。

## 平成27年度 国の予算等貸付金債協議等に係る同意等額

(単位：百万円)

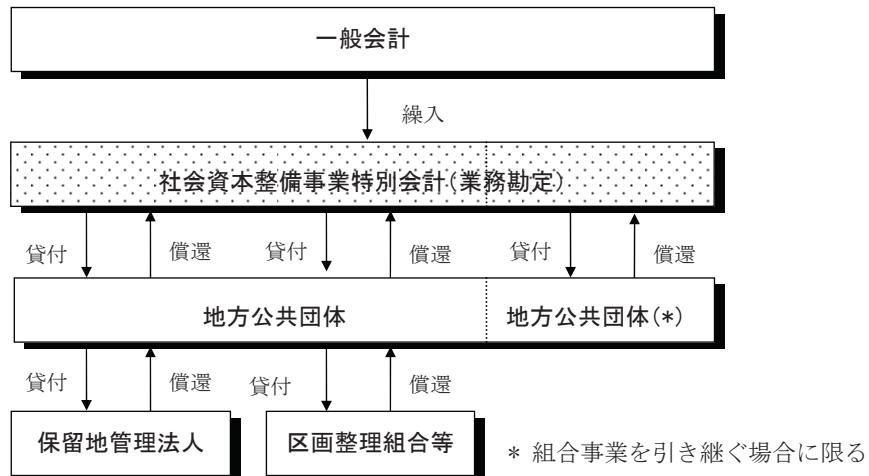
	都道府県 指定都市	市町村 特別区	合計
1 北 海 道			
2 青 森 県			
3 岩 手 県			
4 宮 城 県			
5 秋 田 県			
6 山 形 県			
7 福 島 県			
8 茨 城 県			
9 栃 木 県			
10 群 馬 県			
11 埼 玉 県			
12 千 葉 県			
13 東 京 都			
14 神 奈 川 県			
15 新 潟 県			
16 富 山 県			
17 石 川 県			
18 福 井 県			
19 山 梨 県			
20 長 野 県			
21 岐 阜 県			
22 静 岡 県			
23 愛 知 県			
24 三 重 県			
25 滋 賀 県			
26 京 都 府			
27 大 阪 府			
28 兵 庫 県			
29 奈 良 県			
30 和 歌 山 県			
31 鳥 取 県			
32 島 根 県			
33 岡 山 県			
34 広 島 県			
35 山 口 県			
36 德 島 県			
37 香 川 県			
38 愛 媛 県			
39 高 知 県			
40 福 岡 県		250.000	250.000
41 佐 賀 県			
42 長 崎 県			
43 熊 本 県			
44 大 分 県			
45 宮 崎 県			
46 鹿 児 島 県			
47 沖 縄 県			
48 札 幌 市			
49 仙 台 市			
50 さ い た ま 市			
51 千 葉 市			
52 川 崎 市			
53 横 浜 市			
54 相 模 原 市			
55 新 潟 市			
56 静 岡 市			
57 浜 松 市			
58 名 古 屋 市			
59 京 都 市			
60 大 阪 市			
61 堺 市			
62 神 戸 市			
63 岡 山 市			
64 広 島 市			
65 北 九 州 市			
66 福 岡 市			
67 特 別 区			
合 計		250.000	250.000

# 土地区画整理事業資金

土地区画整理組合・個人施行者・区画整理会社が行う土地区画整理事業の施行に必要な資金、施行者から保留地を取得して運営する一定の法人に対する保留地の取得に要する資金の貸付けを行う地方公共団体に対して、必要な資金の一部について国が無利子で貸付けを行います。

土地区画整理区組合から土地区画整理事業を引き継いで施行することとなった地方公共団体等に対して必要な資金の一部について国が無利子で貸付けを行います。

## 【土地区画整理事業資金の貸付けスキーム】



### (1) 事業資金貸付金

#### ①貸付対象者

地方公共団体を通じて土地区画整理組合、個人施行者、区画整理会社・地方公共団体(組合事業を引き継ぐ場合のみ)

#### ②対象費用

土地区画整理事業に要する費用

#### ③条件

- a. 貸付限度額 事業に要する額の1／2以内
- b. 国の貸付率 地方公共団体の貸付額の1／2以内
- c. 利率 無利子
- d. 償還期間
  - ・事業計画決定前  
組合：10年以内（8年以内の据置期間を含む。）、均等半年賦償還
  - ・事業計画決定後  
組合、個人施行者、区画整理会社、地方公共団体（組合事業を引き継ぐ場合のみ）  
：8年以内（6年以内の据置期間を含む。）、均等半年賦償還
- e. 償還期限
  - ・事業計画決定前  
組合：12年以内
  - ・事業計画決定後  
組合、個人施行者、区画整理会社：10年以内
  - ・事業計画変更後  
組合、個人施行者、区画整理会社、地方公共団体（組合事業を引き継ぐ場合のみ）  
：10年以内

## 根拠条文

### 1 地方債協議等関係

#### (1) 地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）（抄）

（地方債の協議等）

第五条の三 地方公共団体は、地方債を起こし、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事に協議しなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合については、この限りでない。

1～12（略）

#### (2) 地方財政法施行令（昭和 23 年政令第 267 号）（抄）

（地方債の協議の相手方等）

第二条 法第五条の三第一項 の規定による協議は、第一号に掲げる地方公共団体にあつては総務大臣に、第二号に掲げる地方公共団体にあつては都道府県知事にするものとする。

- 一 都道府県若しくは地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項 の指定都市（以下「指定都市」という。）（以下この項及び第七条において「都道府県等」という。）又は地方公共団体の組合で都道府県等が加入するもの
- 二 市町村又は地方公共団体の組合で市町村が加入するもの（都道府県等が加入するものを除く。）
- 2 法第五条の三第一項 の規定による協議をしようとする地方公共団体は、起債の目的となる事業の内容に応じて総務大臣が定める区分（以下「事業区分」という。）ごとに次条に規定する事項を記載した協議書を作成し、総務大臣又は都道府県知事の定める期間内に、これを提出しなければならない。
- 3 都道府県知事は、法第五条の三第一項の規定による協議において同意をしようとするときは、当該同意に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならぬ。
- 4 総務大臣は、法第五条の三第一項又は前項の規定による協議において同意をしようとするときは、当該同意に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ、財務大臣に協議するものとする。ただし、当該同意に係る地方債が総務省令・財務省令で定める要件に該当する場合については、この限りでない。
- 5 総務大臣は、第三項の規定による協議における同意については、地方財政審議会の意見を聽かなければならない。

#### (3) 平成 27 年度地方債同意等基準運用要綱（平成 27 年 4 月 10 日総務副大臣通知）（抄）

##### 第五 その他の留意事項

##### 六 国の予算等貸付金債

1（略）

2 国の予算等貸付金債については、原則として、簡易協議等手続きと同スケジュールにより国の各省庁等からの交付決定等に基づく額を同意等予定額と同様に扱って、速やかに、同意等を行うものとする。

### 2 土地区画整理組合等貸付金関係

#### (1) 都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和 41 年法律第 20 号）（抄）

（都市開発資金の貸付け）

第一条 国は、地方公共団体に対し、次に掲げる土地の買取りに必要な資金を貸し付けることができる。

2～3（略）

4 国は、土地区画整理事業（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）による土地区画整理事業をいう。以下同じ。）に関し地方公共団体が次に掲げる貸付けを行う場合において、特に必要があると認めるときは、当該地方公共団体に対し、当該貸付けに必要な資金の二分の一以内を貸し付けることができる。

一 公共施設（土地区画整理法第二条第五項 に規定する公共施設をいう。以下この条において同じ。）のうち都市計画において定められた街路その他の重要な公共施設の新設又は改良に関する事業を含む土地区画整理事業で、施行地区（同法第二条第四項 に規定する施行地区をいう。以下この条において同じ。）の面積、公共施設の種類及び規模等が政令で定める基準に適合するものを施行する個人施行者（同法第九条第五項 に規定する個人施行者をいう。以下この項において同じ。）、土地区画整理組合又は区画整理会社（同法第五十一条の九第五項 に規定する区画整理会社をいう。以下この項において同じ。）に対する当該土地区画整理事業に要する費用で政令で定める範囲内のものに充てるための無利子の資金の貸付け

二～四（略）

#### (2) 都市開発資金の貸付けに関する法律施行令（昭和 41 年政令第 122 号）（抄）

（資金の貸付けの対象となる重要な公共施設の新設等に関する事業を含む土地区画整理事業に要する費用の範囲）

第十七条 法第一条第四項第一号の政令で定める土地区画整理事業に要する費用の範囲は、土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第六十三条第一項各号（第八号を除く。）に掲げる費用（法第二条第五項の表三の項区分の欄に規定する場合にあつては、同欄の保留地の管理処分に要する費用を含む。）の二分の一とする。